

令和2年第11回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和2年10月2日（金）午後1時30分から午後3時37分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 中村 茂、 小林 司朗、 奥村 久光、 若尾 英夫、 可児 博恭、 玉木 武義、 奥村 武司、 伊藤 卓、 奥村 富雄、 栗本 京治、 樋口 孝男、 中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、 佐橋 和弘、 勝野 仁司、 奥村 廣二、 飯田 繁好、 鈴木 好則、 奥村 松市、 奥村 榮造、 三宅 静喜
欠席委員	なし
事務局	事務局長 高井美樹、課長 杉山尚示、係長 加藤哲利、再任用職員 富賀見昌昭
議案	第52号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第53号 農地法第4条第1項の規程による農地転用許可申請に対する意見について 第54号 農地法第5条第1項の規程による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第55号 農地法第5条第1項の規程による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第56号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第57号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第58号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和2年第11回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14名で、定足数に達しております。 また、推進委員については、出席委員は9名です。 これより、令和2年第11回可児市農業委員会総会を開会します。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議長において指名することにご異議ございませんか。
議長	【異議なしの声多数】 それでは、8番玉木武義委員、9番奥村武司委員の両名を指名します。

議 長

続きまして、日程第2、議案第52号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題とします。

なお、受付番号3番の案件は、日程第7、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号3番の案件と、また、受付番号6番の案件は、日程第4、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号18番の案件と関連がありますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局

日程第2、議案第52号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について説明します。

申請の内訳としましては、売買が4件、贈与が2件の合計6件となっています。

受付番号1番は、下恵土の方外2名と下恵土の方との間における売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

下恵土地内において、譲受人は近隣で耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

その他詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、東帷子の方と下恵土の方外1名との間における売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

下恵土地内において、譲受人は近隣で耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

その他詳細については、資料のとおりです。

受付番号3番は、日程第7、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号3番の案件と関連がありますので、併せて説明します。

議案第52号、受付番号3番は、今渡の方と今渡の方との間における売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

長洞地内において、譲受人は申請地の隣接地で耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

その他詳細については、資料のとおりです。

次に、議案第57号、受付番号3番です。

使用貸借権の新規設定で、長洞地内の該当農地で、令和3年10月までの1年間、利用集積を図るものです。

この2件の案件で、耕作面積が3,000㎡以上となります。

受付番号4番と受付番号5番は、同じ人が受人となりますので、併せて説明します。

それぞれ、多治見市の方と多治見市の方との間における贈与による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

譲受人は、いずれも室原地内において、今回、農地を取得して新規就農するとのことです。

その他詳細については、資料のとおりです。

受付番号6番は、日程第4、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号18番と関連がありますので、併せて説明します。

はじめに、議案第52号、受付番号6番の案件です。

久々利の方と久々利の方との間における売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

久々利地内において、譲受人は近隣で耕作をされており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことでした。

その他詳細については、資料のとおりです。

次に、議案第54号、受付番号18番の案件です。

先ほどの3条許可申請の久々利の方と久々利の方との間における売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は久々利地内で、隣接する住宅の庭及び進入路敷地にするとのことでした。

立地基準判定では、2種農地と判断されますが、隣接する宅地と一体利用するものであり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないため、代替地検討は不要となっています。

その他詳細については、資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、既存の擁壁により土砂等の流出を防ぐとしています。

以上の農地法3条の各案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

また、5条の受付番号18番に関しましては、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

只今、事務局から説明がありました件につきまして、地元委員の発言を求めます。

受付番号1番と2番について、下惠土お願いします。

3番委員の中村です。

まず受付番号1番は、現地を確認しまして、ここはお隣の方が取得されるということで、経営の拡大を図るということです。179㎡で経営の拡大になるかということ、とても拡大になるとは思えませんが、隣の方が農地として使いたいということで取得されますので、現況を見ても大きな問題はないかなと判断しているところです。

受付番号2番ですが、農業をやってみえる譲受人は、まだ40代の若い方で、現在もサツマイモを作っていて規模を拡大したいということです。現地を確認しましたが大きな問題は見あたりませんでした。

続きまして、受付番号3番と併せて利用集積計画受付番号3番について、長洞お願いします。

推進委員4番奥村が報告します。

申請地の現状は、稲が耕作されていまして、譲受人は、申請地の隣接地で、管理されてきれいな状態で、稲を耕作していました。譲受人は、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するということがありますので、問題ないと思います。

受付番号4番と5番について、室原を奥村が引き続き説明します。

申請地の現状は、荒廃農地の記載リストでは、保全管理状態でした。譲受人は、農地を取得して新規に就農するということでもありますので、問題ないと思いますけれども、そんな保全管理状態ですので、今後は就農状態をパトロールで確認していきたいと思っています。

5番ですけれども、申請地は荒廃農地リストに記載されています。申請地には、多量の竹が廃棄されていまして荒廃しています。これも、新規に就農して耕作するというのですが、4番と同様に就農状況はパトロール等で確認していきたいと思っています。その竹というのは、たぶん道を隔てたところに太陽光発電設備が設置されていて、そこはかつて竹藪だったと思います。その竹藪を伐採処分するときに申請地に一時保管みたいにした状態になったかと思っています。以前、譲渡人の方が置いたと判断しております。次の人が就農するときに、きれいにして就農することになるかと思っていますので、今後は4番と同様にパトロールで確認したいと思っています。

議 長 続きまして、受付番号6番、併せて5条許可申請の受付番号18番、久々利をお願いします。
奥村(富)委員 受付番号6番は、譲受人が譲渡人から申請地を購入して経営規模を拡大するということ
ですけれども、それほどたいした面積ではないと思いますが、隣の宅地との間に擁壁ができていて、田の方はきれいに耕作されています。

一方、宅地として取得したいという5条の受付番号18番の田は、今申し上げました擁壁の宅地側にありまして、既に形状は宅地となっていて、始末書が提出されています。

田については、しっかり耕作されていて問題ないと思いますのでよろしく願います。

議 長 只今、地元委員から発言がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第2、議案第52号、農地法3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可については、当委員会として許可することに、また、日程第4、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号18番は、当委員会としてこれを許可相当として市に進達することに、さらに、日程第7、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号3番については、これを承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、日程第2、議案第52号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可については、当委員会として許可することに、また、日程第4、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号18番は、当委員会としてこれを許可相当として市に進達することに、さらに、日程第7、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号3番については、これを承認し、市に報告することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第53号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第53号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について説明します。

今日は、2件の申請があります。

受付番号1番は、川合の方が農地転用の許可を求めるもので、川合地内で1棟の共同住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策につきましては、L型擁壁とコンクリートブロック積みを施工することで土砂等の流出を防ぐとしています。

なお、この申請地は開発基準協議の対象案件で、令和2年8月20日付けで受付され、現在協議中です。

また、始末書が提出されていまして、申請地は畑として利用しているが、届出をせず、昭和年月日不詳から農作業のための簡易物置を設置していることに対するものです。

受付番号2番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で隣接する住宅の倉庫及び進入路敷地にするとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。

始末書が提出されていまして、平成30年頃より農地法の許可を受けずに、倉庫建築及び倉庫への進入路の目的で埋め立てをして、使用していたことに対するものです。

申請地の一部、南側ですが、農地法の第5条の受付番号6番と隣接しています。

第5条の受付番号6番は、開発基準協議中ですが、この案件は追認で造成はないため、協議は不要となっています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、地元委員の発言を求めます。

大澤委員 受付番号1番について、川合お願いします。

2番委員の大澤が、現地確認の報告をします。

ここは、川合の東野住宅の入口になります。

申請者のアパートを造る申請地の周囲は、申請者の所有地です。

特に排水関係も下水、水道も引かれており、先ほど説明のありました始末書ですが、現地を見たとき、農業用のちょっとした小屋があったのですが、建物があるということで始末書を出されたということです。特に問題ないと思います。

議長 続きまして、受付番号2番について、土田お願いします。

小林委員 4番委員の小林が、現地確認をしましたが、事務局から説明がありましたように、既に倉庫が建っておりまして、これについては始末書が出ていますし、その他の件につきましては問題がないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はござい
せんか。

議 長 【意見なしの声多数】
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議 長 日程第3、議案第53号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する
意見については、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することにご異議ござ
いませんか。

議 長 【異議なしの声多数】
異議ないものと認め、日程第3、議案第48号、農地法第4条第1項の規定による農地転
用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達す
ることに決しました。

議 長 続きまして、日程第4、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設
定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局 なお、受付番号5番、受付番号13番については見送り、受付番号12番、受付番号14番に
ついては取り下げ、受付番号18番については、既に審議済みです。
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権
移転を伴う農地転用許可申請の内容について説明します。

事務局 今回の申請は、議長から話がありましたように取り下げが2件、見送りが2件あったた
めに、内訳は売買による所有権移転11件、使用貸借権の設定が3件の合計14件です。

事務局 それでは、各申請の内容を説明します。

事務局 受付番号1番は、今渡の方と下恵土の方外1名による使用貸借権の設定で、転用許可を
求めるものです。

事務局 使用借人は、今渡地内で父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築する
とのことです。

事務局 立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

事務局 周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックとフェンスを敷設する
ことで土砂等の流出を防ぐとしています。

事務局 なお、始末書が提出されていまして、これは令和2年7月頃より、農地転用許可申請を
受けずに、宅地として造成してしまったことに対するものです。

事務局 受付番号2番は、坂戸の方と川辺町の法人による売買による所有権移転で、転用許可を
求めるものです。

事務局 譲受人は、川合地内で1棟の共同住宅を建築するとのことです。

事務局 立地基準判定等では、2種農地と判断され、代替地は検討済みです。

事務局 その他詳細については資料のとおりです

事務局 周辺農地等への被害防除策としましては、L型擁壁とコンクリートブロックを敷設する
ことで土砂等の流出を防ぐとしています。

事務局 なお、この申請地は開発基準協議の対象案件で、令和2年7月31日付けで受付され、現

在協議中です。

受付番号3番は、川合の方と川合の方による売買による所有権移転で、転用許可を求め
るものです。

譲受人は、川合地内で一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺には農地はありませんが、被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設
することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

なお、始末書が提出されていまして、これは平成29年頃、農地法の許可を得る前に、住
宅敷地とするために埋め立てをしてしまったことに対するものです。

受付番号4番は、下恵土の方と名古屋市名東区の法人による売買による所有権移転で、
転用許可を求めるものです。

譲受人は、下恵土地内で3区画に宅地分譲することです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロック積み、フェンスを敷設
することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号5番は、次回へ見送りとなっています。

受付番号6番は、土田の方と川合の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求
めるものです。

譲受人は、土田地内で隣接する宅地等を一体利用して7区画に宅地分譲することです。
す。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂
等の流出を防ぐとのことです。

なお、この申請地は開発基準協議の対象案件で、令和2年8月14日付けで受付され、現
在協議中です。

受付番号7番は、土田の方と新潟市秋葉区の法人による売買による所有権移転で、転用
許可を求めるものです。

譲受人は、土田地内で2棟の分譲住宅を建築することです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂
等の流出を防ぐとのことです。

受付番号8番は、土田の方外1名と土田の方による売買による所有権移転で、転用許可
を求めるものです。

譲受人は、土田地内で一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロック擁壁を敷設することで
土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号9番は、土田の方と多治見市の法人による売買による所有権移転定で、転用許
可を求めるものです。

譲受人は、土田地内で隣接する宅地等を一体利用して、電気工事業事務所兼倉庫を建築するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺に農地はありません。

受付番号10番は、土田の方と東京都練馬区の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、土田地内で5棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

なお、この申請地は開発基準協議の対象案件で、令和2年9月23日付けで受付され、現在協議中です。

受付番号11番は、矢戸の方と矢戸の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は、矢戸地内で隣接する宅地等を一体利用して、農家住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等では、1種農地と判断される農地で、代替地は検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、既設の擁壁とコンクリートブロックで土砂等の流出を防ぐとのことです。

なお、この申請地は令和2年7月21日付けで農振除外済みです。

また、始末書が提出されていまして、これは平成15年頃、農地法の許可を得る前に工場建設のため埋め立てしてしまったことに対するものです。

受付番号12番は、取り下げとなっています。

受付番号13番は、次回へ見送りとなっています。

受付番号14番は、取り下げとなっています。

受付番号15番は、下切の方と美濃加茂市の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、下切地内で一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロック壁及び既存の石積みにより土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号16番は、大森の方と大森の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、大森地内で隣接する宅地等を一体利用して、自宅への進入路を整備するとのことです。

立地基準判定等では、2種農地と判断される農地ですが、申請地は隣接する宅地等と一体利用するものであり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないため、代替地検討は不要です。

なお、始末書が提出されていまして、これは昭和50年頃、許可を得ないまま無断で埋め立てし、コンクリート張りの通路として転用してしまったことに対するものです。

受付番号17番は、久々利の方と御嵩町の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は、久々利地内で父の所有地に使用貸借権を設定し、農家住宅を建築することです。

立地基準判定等では、2種農地と判断される農地で、代替地は検討済みです。

その他、詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、L型擁壁を敷設することで、土砂等の流出を防ぐとのこと。

なお、この申請地は令和2年7月21日付けで農振除外済みです。

受付番号18番につきましては、審議済みとなっています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、地元委員の発言を求めます。

受付番号1番について、今渡をお願いします。

熊澤委員 推進委員1番の熊澤が、受付番号1番について現地確認の結果を報告します。

この件は、第1種住居地域の中にありまして、既に周囲が住居であり、最後の農地です。

現状は、少し草が生えており、ほんの一部に最近碎石が盛られたような感じが見受けられました。その点の始末書の提出であると思います。農業用水、その他問題はないと思います。

議 長 受付番号2番と3番について、川合をお願いします。

大澤委員 2番委員の大澤が、現地確認の報告をさせていただきます。

受付番号2番は、川合でも御嵩町に一番近いところなんですが、現状は以前から非常に荒れていて、葛葉でいっぱい本当に畑に戻すことなんて、とてもできないようなひどいところ。今度、業者が共同住宅を建てるということです。排水関係は全て川の方へ行ってしまいますので、他の方に迷惑が掛かるということはないと思います。きれいになっていいと思います。

受付番号3番は、申請地の北側、西側、南側一体で造成し、分割し売られて一区画のみ残っていたところ。私は、この申請地は既に売られたと思っていましたが、結果的に一区画残っていたようです。今回これを売られるということですが、以前の造成のときに併せて埋め立てしてしまっ、始末書が出ています。ここは第1種住居地域で、周りはほとんど家ばかりで隣接する農地もない訳ですし、下水、水道等も完備した地域ですので、特に問題はないと思います。

議 長 受付番号4番について、下恵土をお願いします。

中村委員 3番委員の中村です。

今渡南小学校の西側にあたりまして、愛知用水とのちょうど中間地点位にあたりますけれども、前回、この譲渡人から4筆を宅地分譲するため、転用したいと申請が出ていましたが、開発の関係で、あらためて業者が4筆から3筆に変更して宅地として分譲したいと、

そのために農地転用したいと申請が出ています。申請される土地に関しては、現在も農地として使われていた状態を保ってしまして別に問題ないと思われませんが、申請地の西側、ちょうど4筆目にあたりますけれども、そのところが埋め立てられてしまして、それは事務局から業者に対して撤去するようにと指導がなされています。この3筆の土地だけについて言えば別に問題ないと思います。業者に関しては、西側の土地に関しても、いろいろな指導を受けている業者ですので、これからいろいろな形で適切な指導をしていただきながら対応していただければと思っています。

先ほど言いましたように、農地から転用されることによる道水路、或いはいろいろな形での影響はありません。

議 長
小林 委員

受付番号6番から10番について、土田お願いします。

4番委員の小林です。

受付番号6番は、先ほどの農地法第4条の受付番号2番の土地と隣接してしまして、地権者も同様です。

ここは、もともと栗畑で南側の土地と段差がありまして、この段差については、L型擁壁を敷設して土砂等が流出しないようにするそうです。この南側の段差の下のところ農業用の排水路が通っており、現地の土地には全く関係ありません。開発の図面を見ますと道路を造って、そこに側溝を造りまして住宅の雨水の排水は市道へ流す計画になっており、直接問題ないと思います。

続きまして、受付番号7番の説明をします。

図面にありますように、周囲にはほとんど家が建ってしまして、申請地の2筆だけが荒地として残っています。農業用の用水、排水路は通っていません。計画では、既設の市道の側溝に宅地の雨水の排水を流すようになっていますので、特に問題ないと思います。

続きまして、受付番号8番について説明します。

ここも、周りには家が建っています。ここの2筆だけが荒地として残ってしまして、これを、かなり広い土地に一軒家の住宅を建てるということであり、宅内の排水については、既設の道路の側溝ということで、これも農業用の用水、排水路に全く関係ないので特別問題はないと思います。

続きまして、受付番号9番については、現在砂利が敷いてありまして、その一面に農地が荒地となっています。それで申請をされたようで、ここに電気工事事務所兼倉庫を建築するということです。農業用の用水、排水路に一切関係がありません。特に問題ないと思います。

佐橋 委員

2番推進委員の佐橋が、受付番号10番について意見を申し述べます。

この土地につきましては、北側が製紙会社の資材置場、西側については住居となっています。

当該の水田につきましては耕作を既にしておらず、用水路についても水路としては使っていないということです。東側については畑作がされてしまして、これについては土砂の流出をしないように対処していただくということです。問題ないと思います。

議 長
奥村(廣) 委員

続きまして、受付番号11番について、矢戸お願いします。

4番推進委員奥村です。

土地所有者の息子さんが、家族で操業する工場に隣接する農地の一部に、農家住宅を建築するという事で申請が出されました。

建築の目的は、使用借人は北東50mほど離れたところにある両親と同居していますが、その家の増築は資料にあるとおり、家の北側は山の斜面であり、東西及び南側は既に家が建っているため、増築は無理ということで申請地に新築したいということで、申請を出されました。

隣接する農地について、雨水はU字溝で矢戸川の方に流れるようになっています。また、北側は電機製作所の駐車場になっていますので問題ないと思います。申請地の一部分が、平成15年頃より許可を受けずに工場建設等の目的で埋め立てがされていたということで、始末書が出されています。ここに建てるにあたっては、特に周りの環境等を踏まえても、上下水道も通っていますし、雨水も排水できるようになっていますので、問題ないと思います。審議をよろしくお願いします。

議 長 受付番号15番について、下切をお願いします。

飯田委員 5番推進委員の飯田です。

この土地は、国の減反調整後、ずっと休耕されてきました。土地は管理されており、今回農転の申請が出てきましたが、別に問題はないと思います。2年か3年前に一度農地転用の申請が出ているそうですが、取り下げられて再度申請されました。排水等については別に問題はないと思います。

議 長 受付番号16番について、大森をお願いします。

奥村(松)委員 7番推進委員の奥村です。

申請の内容ですが、譲受人の自宅への進入路を拡大したいということで、現状山道が道路から自宅までありますが、その山道を拡幅したいということです。山道に沿って譲渡人の段々畑があるのですが、それ取得して進入路を整備したいとのこと。この畑につきましては、草刈りと草枯らしで除草されているだけの状況で、耕作をされている姿を見たことはありません。こういう場所ですから全く問題はないかと思えます。

議 長 受付番号17番について、久々利をお願いします。

奥村(富)委員 11番委員の奥村が説明します。

この土地は、親の所有地の一部に娘さんが農家住宅を建てるということで、残った部分については、今まで通り田圃として使われるということです。水路に関しても責任をもってやっていかれるということで、上下水道も来ていますので何も問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。

議 長 只今、各地元委員から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第4、議案第54号、農法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号1番から4番、6番から11番及び15番から17番は、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、日程第4、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号1番から4番、6番から11番及び15番から17番は、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第5、議案第55号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について、説明させていただきます。

今回は1件の申請です。

受付番号1番は、当初事業者の中恵土の方と事業承継者の広見の法人による売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

事業承継者は中恵土地内で、土木工事業資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定等、その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロック壁を施工することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

当初事業者は、工場従業員の駐車場を整備する計画だったが、経営難から事業を縮小することになり、当該事業を実施しませんでした。事業承継者は、隣接する資材置場が手狭のため、一体利用して拡張したいとのことです。

なお、始末書が提出されていまして、これは平成21年1月28日に駐車場として許可を受けて所有権の移転をしましたが、その後の経営難から実施しませんでした。所有権が移転されたので、何に使用しても良いと認識してしまい、工場の資材や不要となった資材等を置いていたことに対するものです。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 事務局から説明がありました件につきまして、地元委員の発言を求めます。

受付番号1番について、中恵土お願いします。

三宅委員 推進委員9番の三宅が説明します。

申請地は、以前は駐車場で申請があったようですが、その後、譲受者が資材置場として取得したいと申請があったものです。現地につきましては、隣接地に耕作地はないので問題ないと思います。また、雨水につきましては自然浸透になっていますが、大雨が降ったときに浸透しきれない部分は申請地の西側にある道路脇の水路に雨水が落ちるので、確認した結果問題ないように思います。審議のほどお願いします。

議長 只今、説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第5議案第55号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対

する意見については、当委員会として承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、本案件は、当委員会として承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第6、議案第56号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 議案説明の前に、土地現況確認申請書（非農地）について、説明させていただきます。ここでは、申請のあった農地について、農地性が無いことを承認するか、非承認とするものです。

なお、20年以上許可を得ずに、住宅など宅地として使用していることが証明できる場合や、山林原野化しており容易に農地に復元できない場合に行う申請です。

非農地に該当しない場合で農地以外の用途に使用する場合は、4条若しくは5条の申請が必要となります。

それでは、今回の申請について説明します。

申請は1件です。

受付番号1番は、二野の方が所有する二野地内の田です。

該当農地は、昭和45年頃まで耕作していましたが、昭和48年頃から山林化し、現在に至るとのことです。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、地元委員の発言を求めます。

受付番号1番について、二野お願いします。

奥村（武）委員 9番委員の奥村が報告します。

ため池の下にある申請地です。ここは、かつて栗畑でしたが、現在は山林化しています。この土地は、農地に戻すことのできない状態です。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第6、議案第56号、土地現況確認申請書（非農地）の承認については、当委員会として承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、本案件は、当委員会として承認することに決しました。

議長 続きまして、日程第7、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

なお、受付番号3番の案件は、すでに審議済みです。

審議にあたり、受付番号1番の案件は、農業委員9番の奥村武司委員が関係者であるた

め、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限により審議に加わることができません。

奥村武司委員の退席を求めます。

【奥村武司委員 退席】

議 長 それでは、受付番号1番について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について説明します。

今回利用権の設定は、使用貸借権の設定が3件です。なお、受付番号3番については、日程第2、議案第52号で審議済みとなっています。

議案第57号、受付番号1番は、二野の方と二野の法人の間での使用貸借権の新規設定です。

議 長 二野地内の該当農地について、令和7年10月までの5年間、利用集積を図るものです。只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第7、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号1番については、これを承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、日程第7、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号1番については、これを承認し、市に報告することに決しました。

それでは、奥村武司委員の議事への参加を認めます。

【奥村武司委員 着席】

議 長 引き続き、日程第7、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号2番を議題といたします。

この案件は、農業委員2番の大澤正幸委員が当事者であるため、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限により審議に加わることができません。

大澤正幸委員の退席を求めます。

【大澤正幸委員 退席】

議 長 それでは、受付番号2番について、事務局に説明を求めます。

事務局 受付番号2番は、川合北の方と川合の方の間での使用貸借権の新規設定です。

川合地内の該当農地について、令和5年10月までの3年間、利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第7、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集

積計画に対する決定についての受付番号2番については、これを承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

【意見なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、日程第7、議案第57号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号2番については、これを承認し、市に報告することに決しました。

それでは、大澤正幸委員の議事への参加を認めます。

【大澤正幸委員 着席】

議長 続きまして日程第8、議案第58号、時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第58号、時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見について、まず、時効取得と農業委員会の関連について説明します。

農業委員会は、法務局登記官から時効取得の通知を受けた場合は、実情について調査を行います。内容については、別葉に時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案について、法務局の登記官から農業委員会に対して意見を求められた場合の審議事項4項目の要件を記載しました。この要件を満たしているか否かを判断し、報告書を市長に提出します。この要件とは他人の農地を所有の意思をもって、継続して20年以上平穏かつ公然と占有し続けることが時効取得の要件となっています。そして、総会ではその要件を備えているかを審議し、その結果を市に報告します。なお、時効取得の要件を備えていない場合には、農業委員会は当事者に対して農地法違反である旨を伝え、登記の抹消と是正を行うよう指導することと農水省通達があります。

それでは、本案件について説明します。

令和2年8月11日付けで、岐阜地方法務局美濃加茂支局より1件1筆の時効取得の登記がなされた旨の通知がありました。

そのことを受けて当農業委員会で審議し、その結果を市に報告することになっています。

該当農地は、今地内の畑1筆で、詳細については資料のとおりです。

占有に係る利用状況は、隣接する一体利用地と共に離れとして使用しており、農地性はありません。関係者からの聞き取り内容は、資料に記載したとおりです。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、地元委員の発言を求めます。

玉木委員 この件につきましては、時効取得を原因とする農地の所有権移転ですが、今年の8月に自分の農地の一部に息子の家を建てたいという理由で農転申請を行い、転用許可を取りました。これにあたって、測量したところ、農地は隣地との境にブロック積みがしてあります。それを越して隣地の一部まで、自分の土地があることがわかり、その越えた自分の土地に隣人の家屋が建っていることが判明しました。このため、土地の所有者である義務者は隣地の権利者と協議して、はみ出した土地を手放すことにして、既に登記も終了しています。この度、法務局よりこの登記に伴い、権利者が取得時効の完成の要件を満たしているか問い合わせがあって、農業委員会としての意見を求めてきました。9月29日に現場確

認したところ、この農地はブロック積みがしてある義務者の残りの農地であり、特に支障をきたすことはなく、権利者は取得時効完成の要件を満たしているものと思われま。ただし、権利者は農地の上に住宅があるために、この部分については農地転用の申請が必要であると思われま。

議長 事務局にお尋ねしま。

只今、地元委員はこの取得自体はいいのですが、それが農地であるがために農地転用をする必要があるという意見でした。本来であれば、同時に農地転用の申請を出していただくのではないですか。

事務局 この案件につきましては、時効取得により権利者が取得することに対して、妥当であるかどうかをこの農業委員会で判断していただくために諮っている訳ですが、仮にその結果が妥当であれば、事務局から権利者に対し時効取得の要件を備えているが、建物が建っているので4条申請をしていただくよう指導することになります。ですので、先に農業委員会が、結果時効取得の要件を備えていると判断したことを市長に報告して、はじめて4条申請をするよう指導することになりますので、同時申請はできません。

議長 地元委員は、それでいいですか。

玉木委員 はい、結構です。

大澤委員 2番の大澤ですが、時効取得の場合は、3,000㎡農地がないと取得できないという要件は一切無視でよかったですね。

事務局 毎月農地法の3条の3で相続による届出について説明をしています。その中には相続だけでなく、時効取得もあります。ですので、今後時効取得として3条の3の申請をしていただくことになります。

大澤委員 要は、3,000㎡なくても取得できるのですか、ということを知っているだけなんです。取得できるか、できないかだけを回答してもらえればいいのですが。

事務局 取得はできます。

大澤委員 取得できるのですね。それからもう一つ、20年以上経っているから時効取得できるのではないのですか、現況を委員が見られたら農地ではなかったのですね。

玉木委員 はい。

大澤委員 そうした場合、非農地証明では、いけないのですか。

事務局 農地自体、分筆して今回、権利者が取得された土地が、税務課等の公的機関により、その土地に建物が建っていることが証明できれば非農地証明で可能かと思いま。そうでない場合については、あらためて4条申請をしていただく必要となりますので、今回の案件については、公的に証明できるものはないと思われま。非農地証明願いでなく4条申請になると思いま。

大澤委員 いいですか。今、20年経っていることが確認できたから時効取得を認めたんでしょう。ということは、20年以上経っているということでしょう。非農地証明も20年以上経っていれば認める、と以前言われたのではないですか。

事務局 非農地証明自体は、全て20年以上経っていればということだけでなく、繰り返しま。公的機関で該当する農地に建物が建っていることを証明できるものがあれば可能です。

そうでない場合、家が建っていたとしても、そのことが公的に証明するものがない場合

については、非農地証明願ではなく、4条申請をしていただくことになります。

大澤委員
議長

はい、いいです。
その他、ご意見、ご質問等ありませんか。

【鈴木委員挙手】

議長
鈴木委員

はい、どうぞ。
6番委員鈴木ですが、別葉に記載の時効取得の要件ですが、一定期間20年占有、他人の農地の占有、平穏かつ公然の占有まではいいのですが、所有の意思のある占有であるか否かは、確かに占有しているのですが、所有の意思があったのかどうかは少し心配です。関係者からの事情聴取の内容には、権利者の祖父と義務者の父が話し合っ、対象農地を畑地にして占有をはじめたとありますが、これは使用貸借ではないのですか。使用貸借の文章は交わしていないかもしれませんが、話し合いでも契約は契約ですので、使用貸借がはじめにあって、それが20年経ったからといって、その土地が自分のものになる、時効取得が完成することは、あるんでしょうか。例えば、農地集積して、使用貸借を何年もして、それが20年経った場合ですね、使用貸借の契約書があれば別でしょうが、個人的に契約書なしで、狭いけれど使ってくれんかという話で20年経ったら、時効取得が完成して権利が移ってしまうということがあり得るでしょうか。

事務局

所有の意思のある占有であることは、一定の期間20年占有が継続することに関連してきますが、この案件の場合、昭和50年に占有を開始したということで、そのときに亡くなられた先代と先々代の方が話し合っ、と現在に至っているということです。もともと一定期間の20年というのは、民法上の時効取得の要件の中で、悪意の20年という言い方をしますけれども、農地法に基づかない占有になりますので、それが20年以上経過している、今回の場合ですと、昭和50年ですから45年経過しているということで、一定の期間20年占有が継続することを満たしていて、所有の意思のある占有であることは、お互いに占有することをお互いに納得していらっしゃるということで、代が代わってしまっているということもあって、当時の経緯を確認し、話し合っ、確認したということです。権利者が占有の意思をもって一定の期間継続して占有しているということから、時効取得の要件を備えていると考えます。

鈴木委員
事務局

6番推進委員鈴木ですが、使用貸借の契約でも時効取得はあり得るのですか。
先ほど回答になっていなくて、申し訳ありません。使用貸借というのは、あくまで農地法第3条第1項の規定に基づいて農業委員会に諮り、許可をもらった上で設定することになっています。それを行っていなかったということが、今回ネックになっていると思います。使用貸借というのは、あくまで農地法上、農業委員会総会に諮っ、許可を得る必要があるもので、口約束での使用貸借の契約は、農地法上では認められないということです。

議長

その他、ご意見、ご質問等ありませんか。

【事務局挙手】

事務局

ここで、補足させていただきます。時効取得に関して、はっきりお答えできなくて申し訳ありませんが、また整理して、今の登記原因が時効取得になったもとの理由が、お互いに話し合っ、いるとはっきり書いてあるので、口約束でもその時点で契約成立でない

のかという点だと思います。それが法務局でも明確でなかったので、時効取得という登記原因になっているのではないかと思います。そのところを整理しますので、次回に回答させていただきます。現地の状況ですとか、この登記に関しての農地法上どうかについて審議をお願いしたいと思います。

農転と時効取得の審議が同時にできなかったかという最初の質問がありました。それで、段階としては、時効取得の登記が通ったあとに市から権利者に指導をかけますということで、それが4条の転用になるのか、非農地でいけるのかは次の段階の話なので、非農地証明の申請が出てくるかもしれません。そのときは、この総会で審議していただくことになります。

議 長 調書の説明文の内容を見ると、鈴木委員が指摘されるように先代同士が話し合いをしているという書き方の訳ですね。話し合いをしていけば、貸し借りの契約がそこで契約が成立しているのではないですか。文章を見る限り、こちらとしては、委員の皆さんに賛成反対を取る前の問題ではないかと思いますが。

事 務 局 先ほどの話と一緒にしてしまうのですが、この調査票の関係者からの事情聴収の欄には、祖父と父が話し合いをしてということと書いてあるんですけども、これはあくまでも亡くなった方たちが、話し合いをしたんじゃないかということ、二人とも既に亡くなっていて、契約書がある訳でないので、契約をしていたかどうか分からない、現実には亡くなっている方たちが話し合ったかどうか分からないので、これはそういう話し合いをしたのではないだろうかを聞き取りしたものであり、本人は占有していたという意味はあるということで解釈していただきたいのですが。

明確ではないということ、話し合いをしたというところが、おそらくそうであろうというふうで解釈になるんでないかと思うのですが。

議 長 占有をしているということ認識しているということでしょうか。

これが、全く知らずに隣の人の農地を自分のものだと思って建物を造った場合と知っていたとは違うのでしょうか。

事 務 局 そうです。知っていなくては大めです。知らずにというのは、時効取得は成立しないので、別業の時効取得の成立要件4項目全てを満たしていないといけません。所有の意思がないといけないのです。

大 澤 委 員 2番委員の大澤ですが、今回の場合、もめることはないんですね。実質所有者と登記上の所有者の両方の人が、ずっと使ってみえたんでどうぞ、と登記名義人の人もいいよ、ということで別にもめているわけじゃないんですね。うまく使っている部分を分筆して、農業委員会の許可を受けて穏便に済ませましょうということですか。

事 務 局 お互いに承諾しているので、成立はしています。

大 澤 委 員 もめることはないんですね。それならば、認めてあげればそのままうまくいくということですか。

事 務 局 はい、そういうことです。

大 澤 委 員 それじゃ、そうしてあげたらどうですか。

議 長 それでは、その他、ご意見、ご質問ありますか。

【意見なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第8、議案第58号、時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見については、取得時効完成の要件を具備するものとして異議なしとし、市に報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、取得時効完成の要件を具備するものとして異議なしとし、市に報告することに決しました。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

【玉木委員挙手】

玉 木 委 員 審議は終了しましたが、確認のため少しよろしいですか。最初の農地法第3条の受付番号4番と5番なんですけれども、私も現地確認を同行いたしまして、この現場を見ました。どうしても農業を拡大してやりたいという意思はないように思われます。それで、先ほど奥村委員から農地パトロールしていく必要があるとの指摘があったんですが、資料の8頁と10頁には、譲受人には耕作従事歴はないとあります。それから、現場を見たところ竹の問題がありまして、竹をどかさないと農地として使用できないということがあります。現場でそういうのを見ましたので、課長にどういった対応をされるのか聞きましたところ、嘘の申請をした場合には認められないことになるからとのことでしたが、今日の農業委員会で許可と認めた訳ですが、それがひっくり返る可能性があると思うので、どの位の猶予期間があるのか、どうなのかお聞きしたいと思います。

議 長 今、玉木委員からありました事項について事務局に回答を求めます。

事 務 局 農地を農地として取得した場合、3年間は転用ができません。3年間は耕作をしてもらう。ただ、今、玉木委員が嘘と思われるとの発言をされましたが、真意は分かりません。申請書を見る限り、耕作をする、新たにリースではありますが機械も持つとなっています。ただし、現地確認の際、奥村推進委員さんたちとお話したのは、取りあえず今の荒廃している農地を草刈りだとか、山積みしてある竹を撤去して農地として使える状態に戻してもらいましょうということで、現状では耕作できないと判断しましたので、既に申請者には、まずは草刈りだとか山積みしてある竹を撤去してくださいという連絡はしましたので、今様子見であります。委員にも様子を見てくださいと言ったのは、すぐに耕作に取り掛かれるかどうか分からないのですが、まずは草刈りをしていただくように指導しますということで、もし嘘だったらという話がありましたが、このまま荒廃状態で、取得したにもかかわらず、耕作しなかったとすると、農地法で言えば、次に農地を取得しようと思っても、この譲受人は次に3条の申請は受けられませんという話をしました。3年は農地以外には動かさない、耕作しないで、そのままの状態に放置したら、次の農地の取得はあり得ないということの制限がかかってきます。

玉 木 委 員 そうしますと、所有権の移転は認められるということですか。

事 務 局 はい、今日ですね、この場で審議していただいて、許可が出るということになりましたので、所有権の移転はできます。既に審議していただいて、決していますので許可は出ますので、所有権移転はできます。

若尾委員 そうしますと、こういうことについて何のペナルティもないということですね。

この方は、たぶん所有権の移転が目論見だと思います。そういうことで、実際に耕作をしないことだと、所有権の移転が認められてしまうから、当初の目論見は達成できたということで、別に耕作どころは、二の次、三の次になってしまうのではないかと思いますけれども。

事務局 その件につきましては、耕作されるのか、されないのかを今ここで、将来的な話をしても結論がでないと思います。それは、今皆さんに、8月からずっと調査をしていただいている荒廃農地に関しても同じことであって、放ったらかしで、草刈り等の管理がしっかりできていない状態の農地に関しても同じなんですけれども、それを農業委員会事務局と皆さんの力を借りながら、荒廃農地を減らしていくことを常日ごろからお願いしています。そのためにパトロールをしていただいたり、苦情のあった農地に関しては指導を掛けていただいたり、ちょっと地道な作業ではあるのですが、荒廃した農地に関しては、どの農地も改善されるように委員の皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

加えて、少し説明をさせていただきます。この室原の農地2箇所は、農振農用地でA農地ということで、転用が困難な所であります。今回、所有権移転の原因が贈与となっておりますのも、売れなかったという経緯もあると聞いています。

あと私が聞いていますのは、ここを耕作するにあたって、農業経験者の方に指導を受けて、農業を始めたいという意思を持っているということですので、ご承知願います。

玉木委員 はい、わかりました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の9月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。

9月に近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてですが、9月中に届出のあった受理分について報告します。

今回は、8件の相続に伴う届出があり、田は17筆、面積10,387.00㎡、畑は29筆、面積8,439.00㎡で、田と畑の合計は46筆で、面積は18,826.00㎡でした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は、10月29日の木曜日を予定しています。

また、令和2年第12回農業委員会総会は、11月4日火曜日に午後1時30分から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

令和2年度複式農業簿記講座が関市と高山会場で開催されます。

別添資料2のとおりですので、ご参加を希望されます方は、事務局へご連絡ください。

令和2年度企業等の農業参入セミナーが別添資料3のとおり開催されます。事務局で取り纏めをしますので、10月29日の現地確認の日までに事務局へご連絡ください。

議

長

最後に本日は農地パトロールの調査資料の提出期限日となっていますので、後程ご提出をお願いします。

これをもちまして、令和2年第11回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。